

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条
例の整理に関する条例

(藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条例第
25号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「給料」の次に「（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる
職員にあっては報酬の額）」を加える。

(藤枝市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 藤枝市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例（昭和29年藤枝市条
例第26号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「こえない」を「超えない」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項、第 2 項
及び前項の規定の適用については、第 1 項中「3 年」とあるのは「法第 2 2 条
の 2 第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期（以下「任期」という。）」
と、第 2 項中「3 年」とあるのは「任期」と、前項中「係属する間」とあるの
は「係属する間（当該期間が任期を超える場合にあっては、任期）」とする。

(藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 2 項に次のただし書きを加える。

ただし、地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、
この限りではない。

附則第 3 4 項中「平成 3 4 年」を「令和 4 年」に改める。

(藤枝市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 4 条 藤枝市職員等の旅費に関する条例（昭和54年藤枝市条例第 7 号）の一部を
次のように改正する。

目次中

「第 3 章 雑則（第 2 9 条・第 3 0 条）」

を

「第 3 章 旅費の調整（第 2 9 条）」

第 4 章 費用弁償（第 3 0 条）」

第5章 雑則（第31条）

に改める。

第1条中「旅費」の次に「及び費用弁償」を加える。

第3条第1項中「職員」の次に「（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）を除く。以下この章から第4章までにおいて同じ。）」を加える。

「第3章 雑則」を「第3章 旅費の調整」に改める。

第30条を第31条とし、第29条の次に次の1章を加える。

第4章 費用弁償

（第1号会計年度任用職員の費用弁償）

第30条 第1号会計年度任用職員には、職員の旅費（第6条第1項及び第7条第1項に規定する旅費をいう。以下この条において同じ。）の支給の例により、旅費に相当する費用弁償を支給する。

第30条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

（藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「職員の」を「職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）の」に改める。

第8条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改める。

第22条中「又は育児休業法第17条」を「、育児休業法第17条」に改め、「している職員とする。」を「している職員又会計年度任用職員であって、任期、1週平均の正規の勤務日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間数を考慮して、市長が別に定めるものとする。」に改める。

第23条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員であって、1日の正規の勤務時間数を考慮して、市長が別に定めるものに対する前項の規定の適用については、「勤務時間条例第14条の規定による」とあるのは「藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則（令和元年度藤枝市規則第 号。以下「勤務条件規則」という。）第15条の規定による」と、「勤務時間条例第15条の2第1項の規定による」とあるのは「勤務条件規則第17条の規定による」と、「2時間」とあるのは「当該職

員の1日の正規の勤務時間から5時間45分を差し引いた時間」とする。

第24条に次の1項を加える。

- 2 会計年度任用職員（その報酬が時間額で定められている者を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤枝市条例第 号）第7条及び第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

（藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

第6条 藤枝市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年藤枝市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第2条第3項中「地方公務員法」を「法」に改める。

第18条の見出し中「臨時又は非常勤の職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時又は非常勤の職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

（藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第7条 藤枝市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年藤枝市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条中「短時間勤務の職を占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

（藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年藤枝市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「臨時又は」を削る。

（藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正）

第9条 藤枝市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成31年藤枝市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定による改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例第2条第2項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。